



平成 23 年 7 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 プラコー
代表者名 代表取締役社長 秦 範男
(J A S D A Q ・ コード 6 3 4 7)
問合せ先 取締役 権田 和睦
電話 0 4 8 - 7 9 8 - 0 2 2 2

当社株式の特設注意市場銘柄指定の解除及び監視区分指定の解除に関するお知らせ

本日、当社は、株式会社大阪証券取引所(以下、「大証」という。)より、平成 23 年 7 月 13 日付にて当社株式の特設注意市場銘柄の指定及び監視区分の指定を解除する旨の連絡を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、売上計上方法に係る受入検収基準の社内規定等に不備があったことに伴い、不適切な会計処理が判明したことから、平成 20 年 9 月 26 日及び平成 20 年 9 月 29 日付にて、平成 16 年 3 月期から平成 20 年 3 月期に係る有価証券報告書等の訂正報告書を提出しました。また、同日付で当社株式は監理ポストに割当てられました。

その後、当時の株式会社ジャスダック証券取引所(平成 22 年 4 月 1 日付にて大証と合併。以下、「ジャスダック」という。)より、売上計上方法に係る受入検収基準の社内規定等に不備があったこと及び内部監査を行う部署の未設置により内部監査を実施していなかったことが判明したことにより、当社の内部管理体制について改善の必要が高いと判断されたため、ジャスダックの規定に基づき、当社株式について、平成 21 年 3 月 7 日付にて特設注意市場銘柄の指定を受けました。

また、平成 22 年 10 月 12 日付のヘラクレス、J A S D A Q および N E O の市場統合に伴う関連諸規則の一部改正の際に監視区分が新設され、当社株式が特設注意市場銘柄に指定されているため、同日付で監視区分の指定を受けておりました。

当社は、全社をあげて内部管理体制の整備・強化を推進してきましたが、大証より平成 22 年 6 月 22 日付にて内部統制の運用状況について引続き確認を要する旨の通知を受けて、当社株式について、特設注意市場銘柄指定の解除をしない旨の通告を受けました。

それを受けて、当社はさらに 1 年間内部管理体制を確立し、内部統制の運用についても実効性を徹底することに全社一丸となって取り組んでまいりました。平成 23 年 3 月 18 日に、大証へ内部管理体制確認書を再提出して審査を受けておりましたが、本日、大証より審査の結果、内部管理体制等に問題があるとは認められないと判断したため、大証の規定に基づき、特設注意市場銘柄の指定及び監視区分の指定を平成 23 年 7 月 13 日付で解除する旨の連絡を受けました。

当社株式の特設注意市場銘柄指定により、株主の皆様、投資家の皆様、お客様をはじめとする関係者の皆様に対して、多大なご迷惑、ご心配をおかけしておりましたが、今後は内部管理体制の整備・強化を継続するとともに、全社一丸となって業績の向上および信頼の回復に全力をつくし、株主・投資家・お客様の皆様はじめ関係者の皆様のご期待に沿えるよう経営の強化を図る所存でございますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上